

檜原村森林整備計画

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 8年4月 1日} \\ \text{至 令和18年3月31日} \end{array} \right)$

東 京 都
檜 原 村

(令和8年4月1日樹立)

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	20

5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
4	その他必要な事項	20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	24
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	26
2	その他必要な事項	26
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	26
2	鳥獣による森林被害対策の方法	27
3	林野火災の予防の方法	27
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	27
5	その他必要な事項	27
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	28
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	28
4	その他必要な事項	29

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	30
2	生活環境の整備に関する事項	30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	30
4	森林の総合利用の推進に関する事項	31
5	住民参加による森林の整備に関する事項	31
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	31
7	その他必要な事項	31

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、東京都の最西端に位置し、南は山梨県上野原市、神奈川県相模原市、北は奥多摩町、東はあきる野市に接する関東山地の起伏に富んだ山岳地帯で標高 800m から 1,500m の急峻な山々に囲まれており、一帯は都民の重要な水源になっているほか、森林や溪谷が優れた景観を呈しているため秩父多摩甲斐国立公園に指定され、余暇の場として村民のみならず多くの都民に親しまれている。

本村の総面積は 10,541 h a あり、森林面積が 9,751 h a で約 93% が森林で占められスギ、ヒノキ等の用材林の育成に適していることから、林業は村の基幹産業として重要な地位を占めていた。

森林の保有形態は、都有林・都行造林等 1,482 h a、村有林 175 h a、私有林 8,094 h a で、人工林率が 66% に達していることから、保育や間伐等を適正に実施し、林業経営の充実を図ることが重要である。

しかし、昨今の経済情勢や林業を取りまく環境の厳しさに加え、高齢化による林業従事者不足、さらに所有面積が 5 h a 未満の小規模所有者が 7 割以上を占めていること等により、これを実施していくのが困難になっていることから、林業振興事業等により積極的な森林整備の推進が必要とされている。

このような状況下において、適正な施策を実施していくため、ここに『檜原村森林整備計画』を策定し、森林施策を計画的かつ総合的に推進していくものである。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

1 の森林整備の現状と課題を踏まえ、多摩地域森林計画で定める森林整備の方針を基本としつつ、次の 4 つのゾーンに森林を区分し、それぞれの機能が十分発揮されるような森林資源の姿を目指すものとする。

ア「水源涵養機能維持増進森林」

水源周辺を中心に

6,541.24 h a (5 林班ほか 97 林班)

イ「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」

山地災害危険地区や土砂流出防備保安林等を中心に

484.59 h a (74 林班ほか 9 林班)

ウ「保健文化機能維持増進森林」

都民の森付近

176.92 h a (154 林班)

エ「木材生産機能維持増進森林」(効率的・持続的な木材生産に資する森林整備)

旧林業振興推進地区を中心に

2,547.86 h a (1林班ほか47林班)

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

以下の事項を重点として適切な森林整備を推進する。

ア「水源涵養機能維持増進森林」

- ・水源かん養機能の発揮を重視し、適切な保育・間伐による森林整備を行う。
- ・健全な水循環を確保するため、未立木地等への植栽、一伐採面積の縮小・分散、伐採年齢の長期化及び広葉樹の導入による針広混交等複層林状態へ誘導・整備する。
- ・森林所有者の林業生産活動による森林整備が困難な場合は、治山事業等公的関与による適切な森林整備を行う。

イ「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」

- ・山地災害の防止、土壌保全機能の発揮を重視し、適切な保育・間伐による森林整備を行う。
- ・林床の安定化を図るため、山地災害危険地区等において複層状態の森林へ誘導・整備する。
- ・森林所有者の林業生産活動による森林整備が困難な場合は、治山事業等公的関与による適切な森林整備を行う。

ウ「保健文化機能維持増進森林」

- ・生活環境保全、保健文化機能を重視した森林整備を行う。
- ・森林生態系における生物の多様性を図るため、原生的な森林及び学術的に貴重な野生生物が生息・生育している森林を保護し、周辺森林を保全する。
- ・森林環境及び森林景観を保全・創出するため、広葉樹林化、針広混交林化及び景観の優れた単層林へ誘導するなど森林構成の多様化を図る。
- ・環境教育や健康づくりの場としての利用を推進するため、森林空間の創出やアクセスに必要な林道等を整備するとともに、都市住民等に開かれた里山等の整備を行う。

エ「木材生産機能維持増進森林」

- ・木材の生産機能の発揮を重視し、保育・間伐を推進する。
- ・施業の集団化、林道・作業道（路）の一体的整備による林内路網の高密度化を図り、効率的な森林整備を行う。
- ・森林の蓄積を高めるとともに、木材資源としての持続的かつ有効な利用を図る。
- ・木材の安定供給等のため、現状に応じて皆伐、択伐を行う。

なお、各森林のもつ機能のうち最重要視する機能に配慮しつつ下記の事項についても配慮する。

- (ア) 本宿、浅間嶺、神戸地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため広葉樹の育成を推進。
- (イ) 東南北地区においては、成熟しつつあるスギ人工林資源を活用するための作業路網を集中的に整備、間伐を中心とする、計画的かつ効率的な伐採の推進。
- (ウ) 数馬地区においての原生林及びブナなどの広葉樹林を保全するとともに、都民の憩いの場としての整備を推進。

- (エ) 秋川・北秋川沿いにある森林は、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するとともに、天然更新による天然林の維持、遊歩道等の整備の促進。
- (オ) 日照確保のために伐採された森林について、日照への影響に配慮しつつ、極力広葉樹等の育成を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

都、村、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものとし、択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

多摩地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める樹種別の標準伐期齢は以下の通りとする。

なお、標準伐期齢は、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

地区	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により生育	天然下種により生育	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	35	40	35	40	55	65	15	10

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

なお、次の事項のほか、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法及び集材方法を踏まえ、現地に適したものとすること。

(1) 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等自然的条件、地域の林業技術体系及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

ア 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持、溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

イ 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な場合を除き、適確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

(2) 択伐

択伐に当たっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ、一定の立木材積の維持や森林の有する多面的機能の維持増進が適切に図られるよう以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

ア 点状（単木）・帯状又は群状択伐による場合は、伐採区全体でおおむね均等な伐採率で行い、材積に係る伐採率30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

イ 漸伐又は小面積皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

ウ 小面積伐採等を行った森林については、大苗を植栽するなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

エ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

オ ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐

採するものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消し、公益的機能の維持を図るとともに、木材等資源の循環・利用を促進するため、更新すべき期間内に造林を行うものとする。また、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。

特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林については、人工造林を行うものとする。

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、以下の通りとする。

なお、花粉症の社会問題化に鑑み、スギの人工造林に当たっては、特段の理由がある場合を除き花粉の発生量が少ない品種系統を選定するものとする。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、高木性の樹種を原則とし、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
樹種名（針葉樹）	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、サワラ等
樹種名（広葉樹）	クヌギ、コナラ、ケヤキ、カエデ、ヤマザクラ、ブナ、ミズナラ等

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、現地の状況に合わせた本数の苗木や大苗を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化に努めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

(イ) 育成単層林施業

人工林の植栽本数については、下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

樹種	仕立ての方法	植栽本数 (本/ha)	備考
スギ ヒノキ マツ	疎仕立て	2,000	
カラマツ サワラ	中仕立て	3,000	
広葉樹		1,000~3,000	

*標準的な植栽本数以外の植栽をしようとする場合は、林業普及指導員と協議し、適切な植栽本数を決定するものとする。

(イ) 育成複層林施業

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植え付けの方法その他必要な事項について定めるものとする。この場合必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に記載するものとする。

(ア) 育成単層林施業

- ① 伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地拵えを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとする。

また、気候その他の立地条件及び既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。
植栽の時期	4~6月及び9~10月を標準とする。

- ② ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3~4本を目安として、ぼう芽整理を行うも

のとする。

(1) 育成複層林施業

植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種、本数の苗木や大苗を早期に植栽するものとする。

また、更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、後述の2の(2)のアの(ウ)の天然下種更新に準じて、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとする。

ア 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

イ 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、適地適木を旨とする。さらに、土壌等の自然的条件、既往の施業体系などを勘案し、在来樹種も考慮に入れて、以下の通りとする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	
樹種名（針葉樹）	マツ、モミ等
樹種名（広葉樹）	クヌギ、コナラ、ケヤキ、ミズナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

多摩地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、以下の通り定める。

(ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
----	--------

<p>マツ、モミ、 クヌギ、コナラ、ケヤキ、 ミズナラ等</p>	<p>①5年生の広葉樹の期待成立本数は概ね10,000本/haとする。</p> <p>②天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立本数に10分の3を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。</p> <p>③引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。</p> <p>④更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種毎に定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。</p> <p>⑤天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了ではないことに留意すること。</p>
--	---

(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高

更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。

草丈	余裕高	稚樹高
10 cm	40 cm	50 cm
50 cm	100 cm	150 cm

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新種別	区分	標準的な方法
天然下種更新	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇

		所において、掻き起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
	刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
	植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
ぼう芽更新	ぼう芽整理	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際から発生しているぼう芽を1株あたりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽更新を行うものとする。また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、植え込みを行うものとする。

イ その他天然更新の方法

多摩地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、前述アの(ア)のとおり伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

多摩地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

また、この期間を踏まえたうえで、本数及び樹高により確認するものとし、その基準は前述アの(ア)及び(イ)のとおりとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況の観点から天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保するものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

多摩地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
スギ、ヒノキ等人工林の全ての区域	ただし、(1)の基準を踏まえ、天然更新が見込まれる区域は除く

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次の通り定める。

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

- (1) 全地域において、間伐の適正な実施が確保されるよう、間伐の実施、間伐の伐木集材経費への一定割合の支援に努める。
- (2) 本村全域の水源になっている数馬及び倉掛地区の一部については、公有林化等による森林整備の推進を図る。
- (3) 浅間嶺付近及び都民の森については、住民参加により広葉樹林化を推進する。
- (4) 日照確保のために伐採された森林についても、森林ボランティア、緑の募金事業等を利用し落葉広葉樹等への更新を図る。
- (5) シカによる被害が予想される場合には、単木保護ネットやシカ侵入防止柵・ネットなどのニホンジカ、カモシカの被害防止対策に配慮するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次のとおりとする。

(1) 育成単層林施業

林冠がうっ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね①枯損木、病木及び衰退木、②被圧木、③曲がり木、④並みの木の順序で行うものとする。ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配置が適切になるよう留意する。

ア 標準的な間伐の回数及び時期

標準的な間伐の回数及び実施時期については、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業種別	齡級 (※1)													備考			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 … 20				
スギ	短伐期				←				→									概ね3回実施
	長伐期 (※2)				←									→				概ね5回実施
ヒノキ	短伐期				←				→									概ね3回実施
	長伐期				←									→				概ね5回実施

(※1) 齡級とは、林齢を5年ごとにくくったもの。

人工林では植栽時を1年と数え、1～5年生を1齡級、6～10年生を2齡級・・・とする。

(※2) 短伐期は標準伐期齡、長伐期は標準伐期齡の2倍以上の伐期で伐採する施業方法。

イ 間伐率

間伐率は本数率で30%を標準とするが、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

ウ 平均的な間伐の間隔

標準伐期齡以上の林齢においても必要に応じて間伐を行うこととし、平均的な間伐の間隔は、標準伐期齡未満10年、標準伐期齡以上15年とする。

(2) 育成複層林施業

植栽型の森林については、育成単層林における施業に準じて行うこととする。

天然更新型の森林については、それぞれの森林の状況に応じた適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、下刈り、つる切り、枝打ち及び除伐とし、立木の生育促進及び林分の健全化を図るものとする。なお、保育の作業種別の標準的な方法については、次のとおりとする。

(1) 標準的な保育作業の時期

標準的な保育作業の実施時期については、次のとおり定めるものとする。

【基準】

保育の種類	樹種	実施林齢									
		1	2	3	4	5	6	7	10	13	20
下刈り	スギ ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○			
つる切										○	○
枝打ち										○	○
除伐									○		

(2) 育成単層林施業

ア 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、また、上記表に限らず実施時期や回数
の見直しも含め、作業の省力化・効率化に留意し、適切な時期及び作業方法により行うこと。ま
た、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断すること。

イ つる切り

つる類を切る場合には、なるべくつるの地際部から切断し、幹に傷をつけないように注意する
こと。また、幹に食い込み始めたつるは必ず幹から取り除くようにすること。

ウ 枝打ち

枝の切断作業にあたっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、枝打ち
の実施時期は、成長休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに
行うことを基本とすること。

エ 除伐

目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有
用なものは保存し育成すること。

(3) 育成複層林施業

下刈り、つる切り、枝打ち、除伐は、育成単層林における施業に準じて行うものとする。

枝払いは、下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行うものとする。

3 その他必要な事項

1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成できないと見
込まれる森林については以下の基準に従って間伐又は保育を行うものとする。

(1) 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない南・北上流地区の人工林については風
雪害に留意し、間伐の繰り返し期間を10年程度として30%の間伐率（本数）による間伐を実施す
る。

(2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しい林分については、植付けをした次年度より2回刈をするなど、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで追加して行う。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、各機能における森林の区域を次のように設定する。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林とする。

水源涵養機能の維持増進を図るための森林の区域を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐期の間隔の拡大や皆伐面積の規模縮小や分散を図ることとする。また、立地条件や都民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

なお、当該機能において、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵養機能）</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 地形について</p> <p>a 標高の高い地域</p> <p>b 傾斜が急峻な地域</p> <p>c 谷密度の大きい地域</p> <p>d 起伏量の大きい地域</p> <p>e 溪床又は河床勾配の急な地域</p> <p>f 掌状型集水区域</p> <p>② 気象について</p> <p>a 年平均又は季節的降水量が多い地域</p> <p>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</p> <p>③ その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
---	---

また、当該森林の伐期齢は標準伐期齢に 10 年を加えた林齢とし、その下限を以下の通り定める。

森林の伐期齢の下限

地区	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により生育	天然下種により生育	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	45	50	45	50	65	75	25	20

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の(ア)～(エ)の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定めるものとする。

- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林とする。

山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、森林の分布状況を踏まえ林班又は準林班単位等で面的に設定するものとする。また、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定

の区域でも設定するものとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

(ロ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、都民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林、さらに、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められている森林とする。

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域で設定するものとする。

(エ) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。また、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。それぞれの森林の区域を別表2により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限は以下の通りとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地区	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により生育	天然下種により生育	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	56	64	56	64	88	104	24	16

各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

人家、農地、森林の土地又は道路 その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 地形 a 傾斜が急な箇所であること。
---	---

<p>(山地災害防止機能／土壌保全機能)</p>	<p>b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 ② 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 ③ 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地からなっている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。</p>
<p>生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 ① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林 ② 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 ① 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ② 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ③ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④ 希少な生物の保護のため必要な森林 (択伐に限る。)</p>

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。

なお、区域を設定する際に、1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

また、当該森林のうち、次のアからウまでを基準とし、これを満たす又はこれに準ずると認めら

れ、木材等生産機能が高く、特に効率的な木材生産が期待できると認められる森林については、地域の実情に応じて「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定する。

- ア 林班の面積のうち人工林が過半を占める
- イ 林班の傾斜区分の平均が緩又は中である
- ウ 傾斜区分に応じた路網密度が、第7の1に定める標準的な水準以上である

(2) 森林施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域においては、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

【別表1】

区分	森林の区域（林班）	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5～28、35、37～54、 64～73、77、78、82～ 84、91、93～106、108 ～114、125、126、128、 129、131～134、146～ 153、155、156	6,541.24
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2（1 準林班のうち 3 ～5 小班、7～14 小 班）、74～76、81、92、 107、127、130、135	484.59
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	154	176.92
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、2（1 準林班のうち 1、2、6、15～16 小班、 2～3 準林班）、3、4、 29～34、36、55～63、 79、80、85～90、115 ～124、136～145	2,547.86
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の檜原村森林整備計画概要図(1)にも図示する。

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積
伐期の延長を推進すべき森林	5～28、35、37～54、 64～73、77、78、82～ 84、91、93～106、108	6,541.24

		～114、125、126、128、 129、131～134、146～ 153、155、156	
長伐期施業を推進すべき森林		2 (1 準林班のうち 3 ～5 小班、7～14 小 班)、74～76、81、92、 107、127、130、135	484.59
複層林施業を推進 すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐 によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべ き森林	154	176.92
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

森林経営計画が認定されている場所もしくは森林循環に資する花粉発生源対策事業で主伐を行う場所等においてはこの限りではない。なお、保安林については保安林の指定施業要件に従って、施業を行うものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等に必要な森林情報の提供及び公開並びに助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことで経営規模の拡大を図ることとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に対し、森林の経営の委託化への働きかけを行うとともに、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成を行う。

また、施業の集約化に取り組む者に対し、必要な情報の提供及び公開並びに助言・あっせんを行うとともに、協議会の開催等により森林所有者等の合意形成を推進し、森林の経営の受委託等による規模の拡大を促進することとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託等を実施するにあたっては、主伐後の植栽や施業方法、森林の保護に関する

事項等を長期にわたり行うこと等を定めた契約を、委託契約書等により委託者との間で締結するよう努めるものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を図るものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林所有者のうち、保有山林規模5ヘクタール未満の零細な所有者が70%以上を占めることから、森林施業を計画的、重点的に行うため、村、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備する。また、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林の施業、委託を図っていくこととする。

特に、本村の林業労働力の担い手である林業事業体や森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化及び合理的な林業経営を推進するため、森林所有者に対して、森林管理の重要性を訴え、施業実施協定への参画を促すものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画の実行にあたっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行う。

- (1) 森林経営計画を共同で作成する場合は、全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は森林組合等への共同委託により実施するようにする。
- (2) 作業路網その他の施設の維持管理は全員が共同して実施する。
- (3) 共同で計画を作成する者の一部が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (4) 共同作成者の合意のもとに、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜・地形等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出に伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の標準的な水準を以下のとおり示す。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0度～15度)	車両系作業システム	110以上	30～40
中傾斜地 (15度～30度)	車両系作業システム	85以上	23～34
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地 (30度～35度)	車両系作業システム	60<50>以上	16～26
	架線系作業システム	20<15>以上	
急 峻 地 (35度～)	架線系作業システム	5以上	5～15

注：急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、東京都が定める林業専用道作設指針（平成23年4月1日付22産労農森第814号）に則り開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

多摩地域森林計画に定める基幹路網の整備計画は以下の通りとし、その位置について林道計画図に図示する。

開設/拡張	種類	区分	位置 (大字)	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	倉掛	月夜見	400m	416 ha		檜-1	
開設	自動車道	林道	小沢	湯久保	400m	225 ha		檜-2	
開設	自動車道	林道	南郷	熊倉	600m	264 ha		檜-3	
開設	自動車道	林道	人里	森沢	500m	199ha		檜-4	
開設	自動車道	林道	小沢	瀬戸沢	300m	57 ha		檜-5	
開設	自動車道	林道	藤原	御前山	500m	332 ha	○	檜-6	
開設	自動車道	林道	樋里	川越石	300m	131 ha		檜-7	
開設	自動車道	林道	人里	こがい沢	300m	69 ha		檜-8	
開設	自動車道	林道	本宿	笹野向	200m	76 ha	○	檜-9	
開設	自動車道	林道	小沢	中峰平	300m	42 ha		檜-10	
開設	自動車道	林道	下元郷 三都郷	立山	500m	266 ha	○	檜-11	
開設	自動車道	林道	数馬	臼久保	400m	52 ha		檜-12	
開設	自動車道	林道	三都郷	柳沢	500m	138 ha		檜-13	
開設	自動車道	林道	数馬	南沢	300m	150 ha		檜-14	
開設	自動車道	林道	人里	笛吹	400m	82 ha		檜-15	
開設	自動車道	林道	人里	上平	1,100m	129 ha		檜-16	
開設	自動車道	林道	数馬	横倉	3,000m	32 ha		檜-17	
開設	自動車道	林道	樋里 藤原	樋里・藤原	2,000m	312 ha	○	檜-18	
開設計				18 路線	12,000m	2,972ha			

開設/拡張	種類	区分	位置 (大字)	路線名	箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	
拡張(改良)	自動車道	林道	南郷	熊倉	2	264 ha	○	檜-1	
拡張(改良)	自動車道	林道	南郷	矢沢	3	601 ha	○	檜-2	
拡張(改良)	自動車道	林道	樋里	小岩	1	132 ha	○	檜-3	

拡張(改良)	自動車道	林道	倉掛	月夜見	1	416 ha		檜-4	
拡張(改良)	自動車道	林道	本宿	浅間	1	1037 ha		檜-5	
拡張(改良)	自動車道	林道	神戸	鋸山 (神戸)	1	1075 ha		檜-6	
拡張(改良)	自動車道	林道	人里	笛吹	1	82 ha		檜-7	
拡張(改良)	自動車道	林道	本宿	小坂志	1	1040 ha		檜-8	
拡張(改良)	自動車道	林道	数馬 倉掛	入間白岩	5	201 ha	○	檜-9	
拡張(改良)	自動車道	林道	倉掛	風張	5	146ha	○	檜-10	
拡張(改良)	自動車道	林道	小沢 樋里	瀬戸沢	1	57 ha		檜-11	
拡張(改良)	自動車道	林道	人里	上平	1	129 ha		檜-12	
拡張(改良)	自動車道	林道	本宿	笹野向	2	76 ha	○	檜-13	
拡張(改良)	自動車道	林道	数馬	板東沢丹田	1	424 ha	○	檜-14	
拡張(改良)	自動車道	林道	藤原	御前山	1	332ha		檜-15	
拡張(改良)	自動車道	林道	神戸	赤井沢	1	57 ha		檜-16	
拡張(改良)	自動車道	林道	南郷	入沢	1	151 ha		檜-17	
拡張(改良)	自動車道	林道	数馬	横倉	1	32 ha		檜-18	
拡張(改良)	自動車道	林道	倉掛	倉掛	1	87 ha		檜-19	
拡張(改良)	自動車道	林道	小沢	湯久保	1	225ha		檜-20	
拡張(改良)計				20 路線	32	6,564ha			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (大字)	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	
拡張(舗装)	自動車道	林道	数馬 倉掛	入間 白岩	500m	201 ha	○	檜-1	
拡張(舗装)	自動車道	林道	本宿	浅間	1,000m	1,037 ha		檜-2	
拡張(舗装)	自動車道	林道	樋里	小岩	700m	132 ha		檜-3	
拡張(舗装)	自動車道	林道	神戸	水の戸	700m	336 ha		檜-4	
拡張(舗装)	自動車道	林道	倉掛	月夜見	700m	416 ha		檜-5	
拡張(舗装)	自動車道	林道	南郷	矢沢	700m	601 ha		檜-6	
拡張(舗装)	自動車道	林道	人里	笛吹	700m	82 ha		檜-7	
拡張(舗装)	自動車道	林道	人里	森沢	700m	199 ha		檜-8	
拡張(舗装)	自動車道	林道	本宿	小坂志	700m	1,040 ha		檜-9	

拡張(舗装)	自動車道	林道	本宿	笹野向	700m	76 ha		檜-10	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小沢 樋里	瀬戸沢	700m	57 ha		檜-11	
拡張(舗装)	自動車道	林道	人里	板東沢丹田	700m	424 ha		檜-12	
拡張(舗装)	自動車道	林道	神戸	鋸山 (神戸)	500m	1,075 ha		檜-13	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小沢	湯久保	700m	225ha		檜-14	
拡張(舗装)計				14 路線	9,700m	5,901ha			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、
「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、
管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、東京都森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日付 22 産労農森第 814 号）に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本村の林家の大部分は経営規模が 5 ヘクタール未満の零細所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難である。

従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、山菜等の林地栽培を中心とする農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コスト低減及び労働強度の低減を図る。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、林業事業体や森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した共同

組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の業務委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方法

本村の森林の人工林は、一般的な主伐期である50年生以上森林が約7割を占め、利用期を迎えている。

しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化が遅れている。

林業就業者の減少や高齢化傾向の中にあつて、森林施業の合理化を図るためには、林業機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の低減及び生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図る。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現 状	将 来
伐 倒	村内一円	チェーンソー	チェーンソー・ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー・プロセッサ ・ハーベスタ
集 材		林内作業車・集材機	林内作業車・集材機・タワーヤーダ スイングヤーダー
地 拵 下 刈		チェーンソー・ナタ ノコギリ・刈払機・鎌	チェーンソー・刈払機
枝 打		人力 (オノ・ノコギリ)	人力 (オノ・ノコギリ)・チェーンソー

(3) 林業機械化の促進方策

ア 林業事業体によるタワーヤーダー、プロセッサなどの高性能林業機械の導入を推進する。

イ 林業事業体を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進する。

ウ 間伐の早急な実施を推進するため、林業事業体の林内作業車、集材機等の導入を推進する。

エ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、東京都等の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進する。

オ 高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用、林業機械の共同利用など、利用体制の整備を推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産 (特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
特産物直売所	柏木野	76 m ²	①				
	本宿	20 m ²	②				
	下元郷	61 m ²	③				

(檜原村森林整備計画概要図(2))

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	1～156(全域)	9,750.61

※上記の森林の区域については、附属資料の市町村森林整備計画書概要図(1)に図示する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進するものとする。

ア 植栽木の保護措置

植栽が予定されている森林を中心に保護措置を推進するものとし、単木保護ネットやシカ侵入防護柵・ネット等の設置、現地調査による被害状況のモニタリング等の被害防止対策を実施するものとする。

イ 捕獲

東京都獣害対策基本計画及び第2種シカ管理計画に基づき、関係機関や猟友会との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動を推進するものとする。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

なお、マツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全なマツ林の整備と適確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性マツ又は他の樹種への転換を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適

合したものを導入することとする。

また、ナラ枯れ被害についても、全国各地や都内においても発生が確認されていることから、発生状況に留意し、関係機関と情報共有及び発生箇所での被害対策に努めることとする。なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

(1)のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域体制づくりを行う。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえながら、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動等を推進する。

特に森林への影響が大きいニホンジカによる被害については、生息状況や被害の動向を踏まえ、東京都第2種シカ管理計画に基づき総合的な対策を図ることとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を防止するため、林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施することができるのは、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑及び採草地の改良を目的とするものとする。また、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から、ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行い、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他

入山者の多い地域を対象に森林法の違反行為への監視や指導及び林野火災の防止や早期発見に努めるなど、森林保全のために森林の巡視を行う。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定し、その区域を以下のとおり定めるものとする。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林 班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
檜原村								檜原都民の森
7146-1								
7146-2	154	177	45	132	0	0	0	
7146-3 番地								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水資源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林及び伐採	人工林については、択伐を原則として、長伐期、複層林、針広混交林施業等を行う。天然林については、広葉樹の育成等の施業を行う。
保育その他	必要に応じて、間伐、除伐、枝打ち等の保育を行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備	
整備をすることが望ましいと考えられる主な	林内歩道、森林館、野鳥観察小屋、見晴らし小屋、テラス、丸太ベンチ等

森林保健施設	
森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項	当該地は、国立公園地域内であるため、景観等に十分配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ、ヒノキ	20	
ブナ、ミズナラ等	28～30	

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
本宿	3～18、74～78、81～84	1,520.68
元郷・三都郷	1、2、136～150	927.83
小沢・樋里	79、80、85～91、115～124	1,019.93
神戸	125～135	1,012.02
藤原	104～114	641.85
倉掛	92～103、155、156	769.92
南郷	19～29、64～73、151～153	1,660.77
人里	30～41、57～63	1,025.89
数馬	42～56、154	1,171.72

※ 上記の森林の区域については、付属資料の檜原村森林整備計画概要図(3)に図示する。

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者などが地域に定住できるよう、村営住宅の建設等生活環境施設の整備を図るものとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林組合や林業事業者による森林整備により地域産材の利用を促進するとともに、地域住民や森林ボランティア等による森林整備を促進することで、森林資源を活用した新たな産業の創出や定住促進を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

生活、文化、産業の新たな創造・発展の「芽」を育む森づくりを進め、村外の相互交流を促すことにより、山間部の定住促進と産業振興を図る。

また、観光関連の宿泊機能を強化し、日帰り型の観光地から滞在型に質的転換を図るとともに、観光資源を活用しながら、地域交流センターの研修機能、コンベンション機能（集会、会議、イベント等の開催）を充実させ、広域的な交流環境の整備を行い、住民参加による森林づくりを推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

上流部と下流部を結ぶ人と活力のため緑の軸として地域交流センターを利用し、地域の内外の交流を促し、地元産材を利用した木造建築をPRしていく。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、東京都等の指導機関、森林組合との連携をより密にして、啓発普及、経営意欲の向上に努める。

(2) 村有林の整備

本村は、現在、本宿、人里、三都郷、小沢、樋里、倉掛地区に森林を所有しているが、人工林については、林業事業体等に保育や間伐を委託して実施していく。

(3) 公共施設の木質化

地元産の木材の安定供給を図ることで、公共施設の木質化を進める等、地元産材の活用を推進するための方策を検討する。

(4) 木質バイオマスの利用

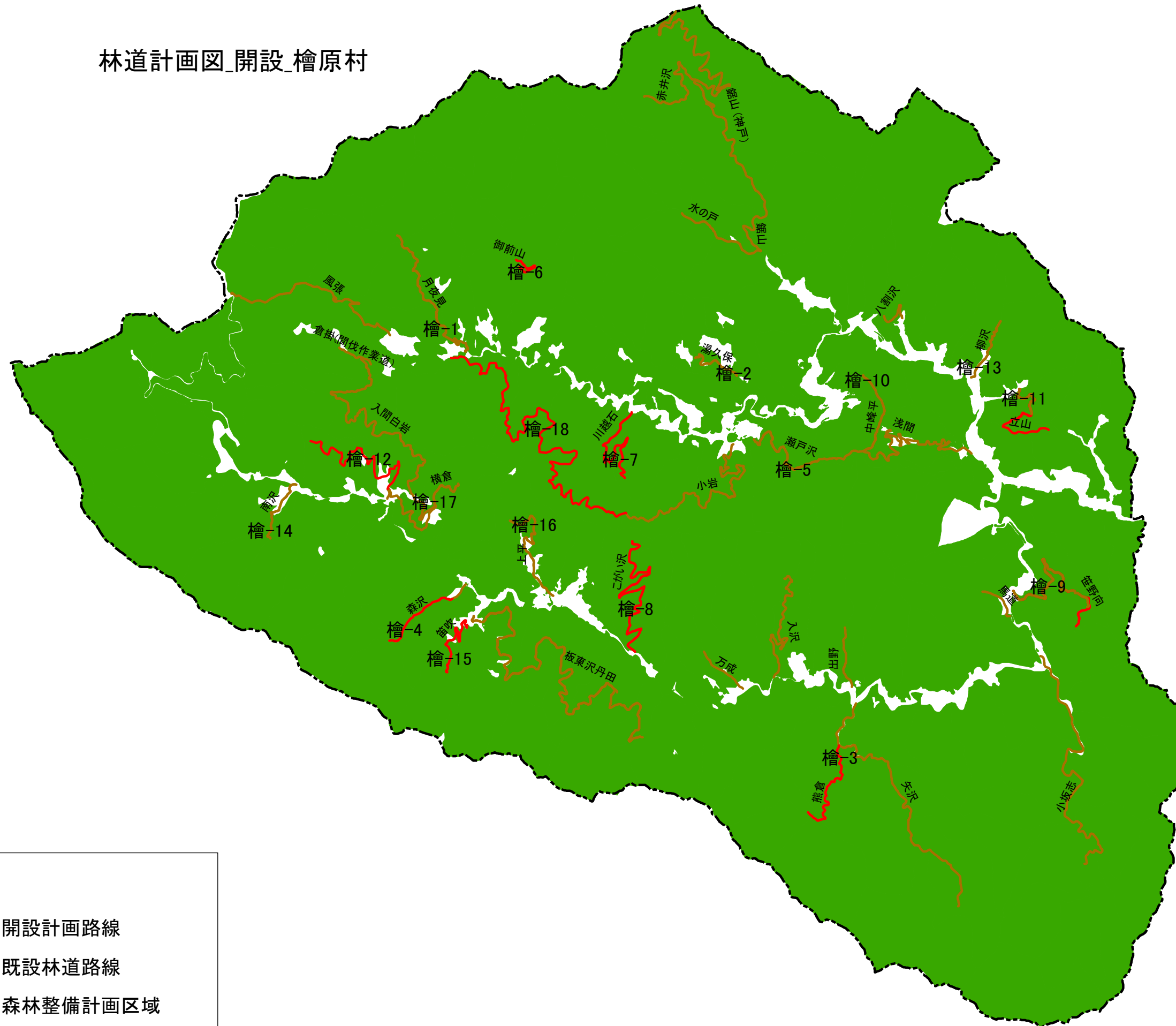
村内の森林から搬出された丸太を薪等に加工し燃料として利用するなど木質バイオマスを活用することで、地域の森林資源の有効利用を図る。

(5) 木育の推進

木材利活用の推進及び多世代交流による文化の継承に資するため、拠点施設の建設を進め、木育の推進を図る。

林道計画図_開設_檜原村

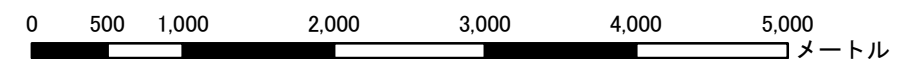
1:50,000
(縮尺はA3判印刷時)



凡例

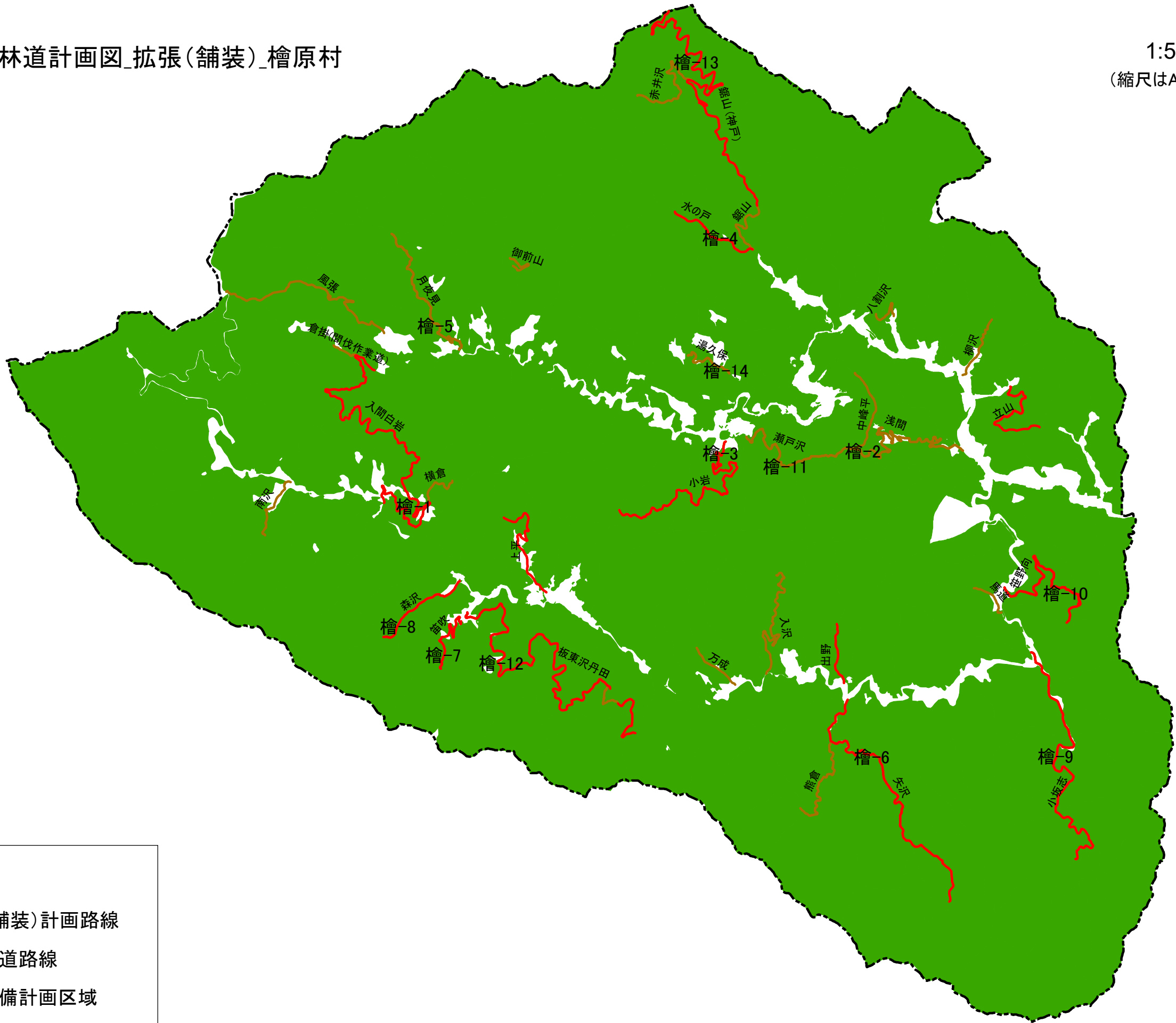
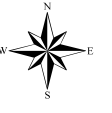
- 開設計画路線
- 既設林道路線
- 森林整備計画区域

この地図は、国土地理院長の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（6都市基交第2158号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



林道計画図_拡張(舗装)_檜原村

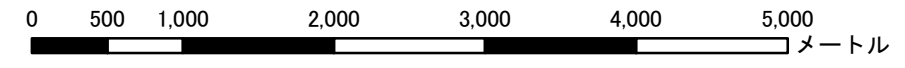
1:50,000
(縮尺はA3判印刷時)



凡例

- 拡張(舗装)計画路線
- 既設林道路線
- 森林整備計画区域

この地図は、国土地理院長の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（6都市基交第2158号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



檜原村森林整備計画概要図(1)

(公益的機能別施業森林の区域・鳥獣害防止森林区域)

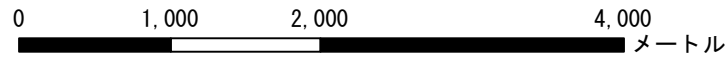
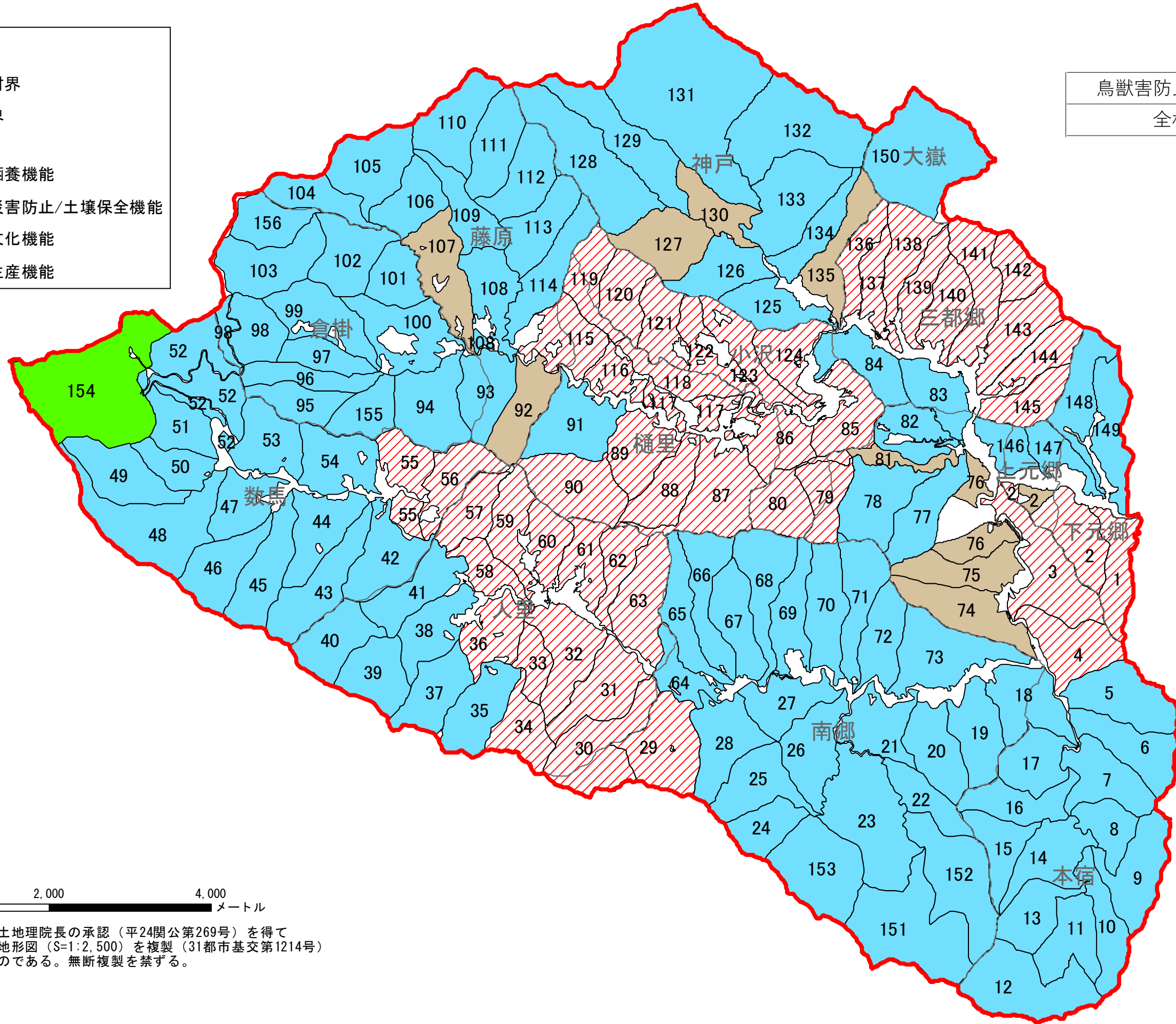
1:50,000
(縮尺はA3判印刷時)



凡例

- 市町村界
- 大字界
- 機能区分
 - 水源涵養機能
 - 山地災害防止/土壌保全機能
 - 保健文化機能
 - 木材生産機能

鳥獣害防止森林区域
全林班

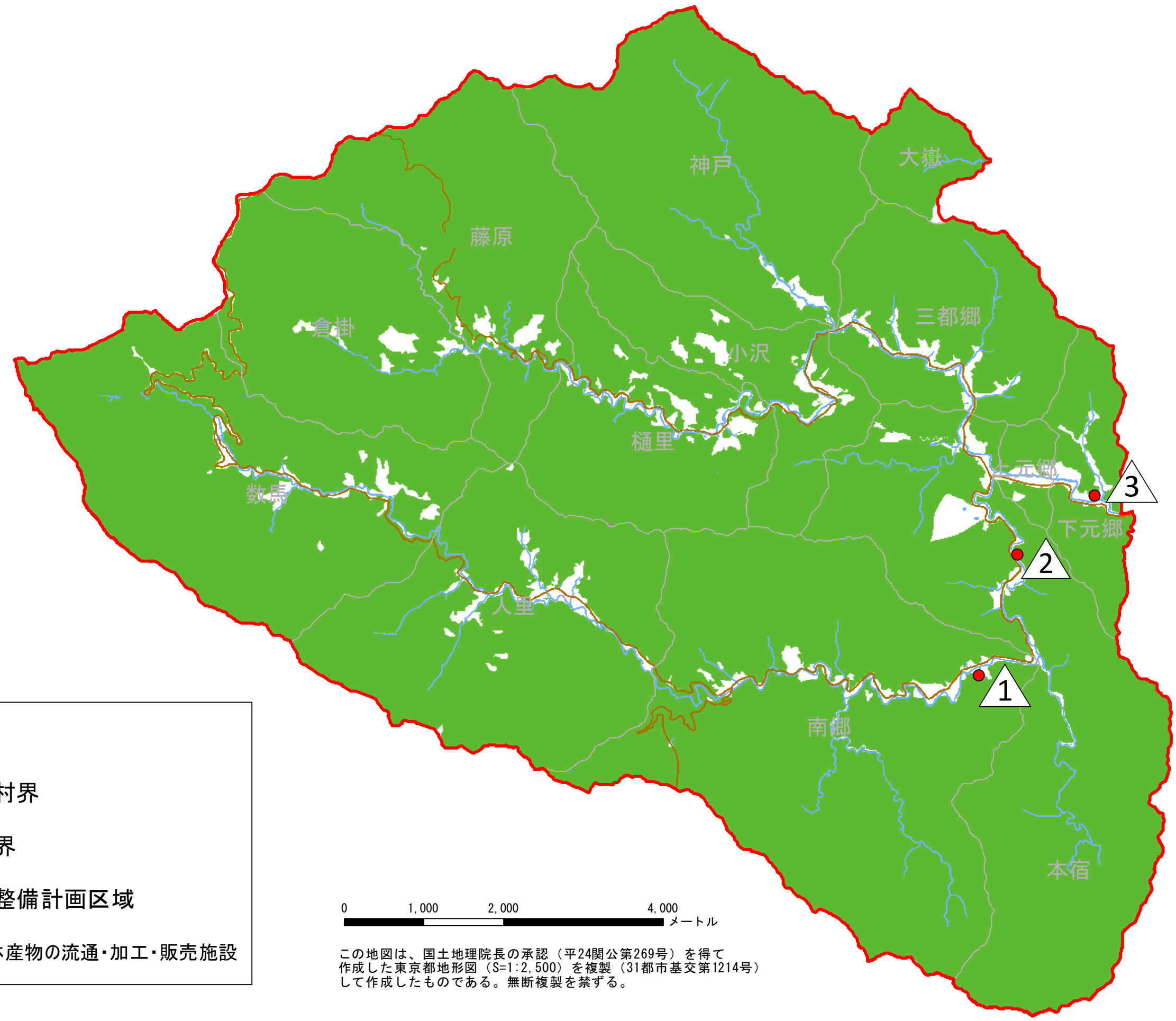


この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(31都市基交第1214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。




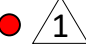
檜原村森林整備計画概要図(2)

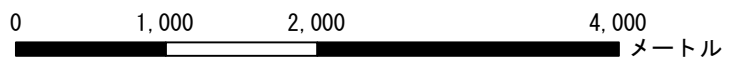
(林産物の生産(特用林産物)の流通・加工・販売施設)

1:50,000
(縮尺はA3判印刷時)



凡例

-  市町村界
-  大字界
-  森林整備計画区域
-  特用林産物の流通・加工・販売施設

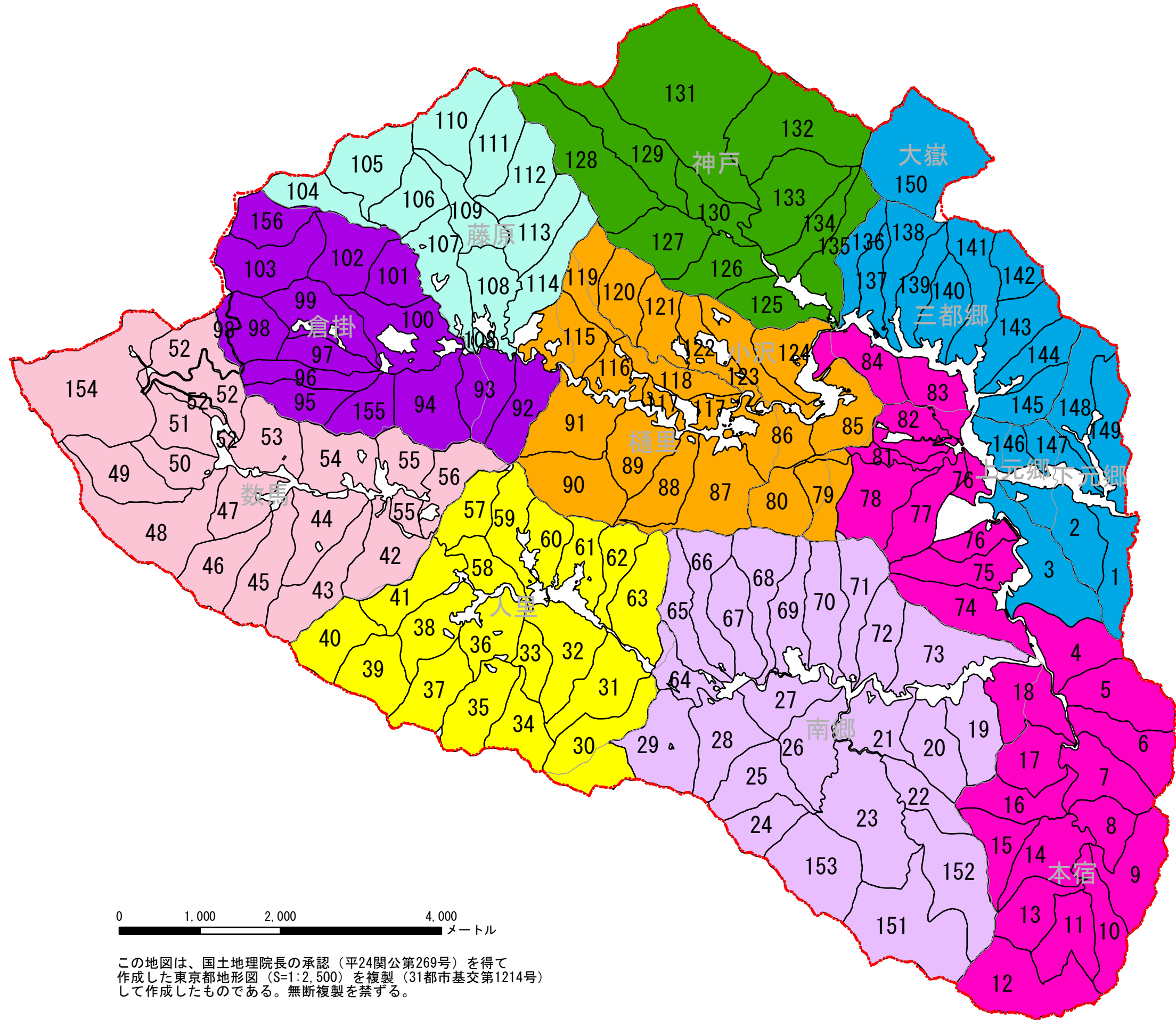


この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(31都市基交第1214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

檜原村森林整備計画概要図(3)

(路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域—森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域—)

1:50,000
(縮尺はA3判印刷時)



凡例

- 市町村界
- 大字界
- 林道路線

森林法施行規則第33条
第1号ロの規定に基づく区域

- 本宿
- 元郷・三都郷
- 小沢・樋里
- 神戸
- 藤原
- 倉掛
- 南郷
- 人里
- 数馬



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(31都市基交第1214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。